

議 第 2 0 号

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

本市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和 8 年（2026 年）2 月 1 6 日 提出

柏 崎 市 長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定
める条例（令和 7 年条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の見出し中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事
業所」に、「一般的条件」を「一般的要件」に改め、同条中「乳児等
通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 1 0 条の見出し及び同条第 1 項並びに第 1 3 条中「乳児等通園支
援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 1 6 条第 6 号中「乳児、幼児の区分ごとの」を削り、同条第 7 号
中「、終了」を「及び終了」に、「及び」を「その他の」に改める。

第 1 8 条第 1 項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事
業所」に改める。

第 2 0 条第 3 項中「利用定員」を「利用定員（子ども・子育て支援
法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 2 7 条第 1 項又は第 2 9 条第 1 項の
確認において定める利用定員をいう。）」に改める。

第 2 2 条の次に次の 1 条を加える。

（設備及び職員の基準の特例）

第 22 条の 2 子ども・子育て支援法第 30 条第 1 項第 4 号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前 2 条の規定は適用しない。

第 25 条第 4 号中「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）」を「新潟県柏崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 27 年条例第 7 号）」に改める。

第 26 条後段を削る。

第 27 条中「職員」を「乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

新潟県柏崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年3月21日条例第12号）

改正後	改正前
<p>(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)</p> <p>第9条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熟意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。</p> <p>(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)</p> <p>第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽^{けんくわん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</p> <p>第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 利用定員</p> <p>(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たつての留意事項</p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第18条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p>	<p>(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)</p> <p>第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熟意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。</p> <p>(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)</p> <p>第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽^{けんくわん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</p> <p>第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員</p> <p>(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たつての留意事項</p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p>

改正後	改正前
<p>(乳児等通園支援事業の区分)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をい）、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。</p> <p>(設備及び職員の基準の特例)</p> <p>第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。</p> <p>(設備及び職員の基準)</p> <p>第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 家庭的保育事業等を行う事業所 新潟県柏崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年条例第7号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）</p> <p>(準用)</p> <p>第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。</p>	<p>(乳児等通園支援事業の区分)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をい）、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。</p> <p>(設備及び職員の基準)</p> <p>第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）</p> <p>(準用)</p> <p>第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは、「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは、「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。</p>

改正後	改正前
<p>(電磁的記録)</p> <p>第27条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、副本、複本、他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報）が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことができる又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識することができる方式、磁気的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識することができる方式、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p>	<p>(電磁的記録)</p> <p>第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本、他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報）が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことができる又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識することができる方式、磁気的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識することができる方式、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p>